



目次

規 則	ページ
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○高知県議会定例会の招集 (政策企画課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	1
○道路の区域変更 (4件) (道 路 課)	1
○道路の供用開始 (5件) (")	2
◎告示 (指定構造計算適合性判定機関の指定)の一部改正 (建築指導課)	3
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	3
○土地改良区の清算人の退職 (")	4
高知県教育委員会規則	
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	4
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県知事選挙の選挙運動の収支報告	5

規 則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第56号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則 (平成15年高知県規則第43号) の一部を次のように改正する。

第306条の表高知県障害者施策推進協議会の項中「第34条第2項」を「第36条第1項」に、「並びに障害者」を「、障害者」

に、「調査審議」を「調査審議並びに障害者に関する施策の実施状況の監視」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第410号

高知県議会定例会を、平成24年6月22日に高知県議会議事堂に招集する。

平成24年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第411号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年5月25日	医療法人岡本会 吾川郡いの町鹿敷162番地	小規模多機能型居宅介護事業所新別の里 吾川郡いの町小川新別340番地1 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

高知県告示第412号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

高岡郡佐川町久万田

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番

1	高岡郡佐川町字湯山	乙5395-2
2	〃 〃 字久万田	乙5388-1
3	〃 〃 〃	乙5384
4	〃 〃 〃	甲1677-1
5	〃 〃 〃	〃
6	〃 〃 〃	〃
7	〃 〃 字供養石	甲2382
8	〃 〃 〃	甲1653-1
9	〃 〃 〃	甲1654-1
10	〃 〃 字久万田	甲1670-2
11	〃 〃 〃	甲1683
12	〃 〃 〃	甲1675-3
13	〃 〃 〃	甲1675-1
14	〃 〃 〃	甲1684
15	〃 〃 〃	乙5366
16	〃 〃 字堂尻	乙2368-5

(2) 区域

標柱1から13までを順次に直線で結んだ線、標柱13と14を町道久万田1号線に沿って結んだ線、標柱14から16までを順次に直線で結んだ線及び標柱16と1を町道青去2号線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第413号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年6月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道

- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町木屋ケ内字中平山647番1から 高岡郡四万十町木屋ケ内字中平山645番1まで	前	7.3 }	245
	後	20.6 }	
		26.3 }	
		29.9 }	

高知県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成24年6月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町長澤字フタマタ76番5から 吾川郡いの町長澤字フタマタ71番11まで	前	8.1 }	43
	後	8.9 }	
		14.3 }	
		15.5 }	

高知県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成24年6月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町打井川字幸次郎1512番8から 高岡郡四万十町打井川字幸次郎1511番2地先まで	前	3.1 }	329
		23.7 }	
高岡郡四万十町打井川字幸次郎1512番8から 高岡郡四万十町打井川字弘町37番1まで	後	A	227
		3.1 }	
		16.7 }	
高岡郡四万十町打井川字幸次郎1512番8から 高岡郡四万十町打井川字幸次郎1511番2地先まで	後	B	345
		8.4 }	
		33.0 }	

高知県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成24年6月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十和吉野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町地吉字ウヅノタキ25番1から 高岡郡四万十町地吉	前	6.0 }	62
		15.1 }	
		6.0 }	

字ウヅノタキ26番1 まで	後	}	62
		12.2 }	

高知県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成24年6月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町木屋ケ内字中平山647番1から 高岡郡四万十町木屋ケ内字中平山645番1まで	245	平成24年6月15日

高知県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成24年6月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十和吉野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町地吉字ウヅノタキ25番1から 高岡郡四万十町地吉字ウヅノタキ26番1まで	62	平成24年6月15日

高知県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成24年6月15日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十和吉野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町十和川口字一ノ瀬556番2から 高岡郡四万十町十川字小ノヅラ303番1まで	258	平成24年6月15日

高知県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年6月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新居中島
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市用石字石場2245番	106	平成24年6月15日

高知県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年6月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥の谷日比原
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日

吾川郡いの町清水下分字下川ノ向363番7から 吾川郡いの町清水下分字北478番7まで	44	平成24年6月15日
---	----	------------

高知県告示第422号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成23年8月高知県告示第517号（指定構造計算適合性判定機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

2中

「(2) 株式会社建築構造センター池袋事務所

東京都豊島区西池袋五丁目1番6号 第2矢島ビル5階 B

」を削り、「(3)」を「(2)」に、「(4)」を「(3)」に、「(5)」を「(4)」に、「(6)」を「(5)」に、「(7)」を「(6)」に、「(8)」を「(7)」に、「(9)」を「(8)」に、「(10)」を「(9)」に、「(11)」を「(10)」に、「(12)」を「(11)」に、

「(13) 株式会社建築構造センター佐賀事務所

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 カーニープレイス佐賀704号室

」を

「(12) 株式会社建築構造センター佐賀事務所

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 カーニープレイス佐賀704号室

(13) 株式会社建築構造センター広島事務所

広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室

」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年6月4日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年6月4日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年6月4日	特定非営利活動法人じんけんネットながはま	光内 聖賢	高知市長浜4154番地1	この法人は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくするために、すべての人が人として尊重しあい、人権意識の涵養と啓発に努めながら、人権教育の理念に沿った各種の活動を展開する組織づくりとネットワークづくりを行うとともに、地域社会における人権と福祉のさまざまな活動を通じて、市民・住民の活動力を活かし、幅広い交流による相互理解を深めることより、人権と福祉の確立されたまちづくり及び人権文化の創造を軸とした差別のない社会システムの実現に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、春野町東部土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成24年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住所
監事	土居 速生	高知市春野町甲殿 771-9
〃	横田 幹夫	〃 春野町東諸木2678
〃	田原 明治	〃 〃 3430-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、春野町東部土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成24年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住所
山下興太郎	高知市春野町東諸木3769
横田 哲夫	〃 〃 3762
前島 孝臣	〃 〃 3500-2
高橋 裕一	〃 〃 3475
堀内 義弘	〃 〃 3426
前島 正通	〃 〃 3355
横田 秋作	〃 〃 3281
横田 英二	〃 〃 3056
川崎 健一	〃 〃 1782
岩田 卓雄	〃 〃 625
高橋 隆彦	〃 〃 1326
村田 康夫	〃 〃 1398
岡崎 清	〃 〃 2660
久保壽美男	〃 〃 2678-2
岡崎 俊二	〃 〃 2790-7
土居 雄作	〃 春野町西諸木 602-4
元屋敷謙二	〃 〃 108-2
土居 昭憲	〃 春野町甲殿 655-1
正木 昭宏	〃 〃 776

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成24年6月15日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第8号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の高岡郡の中土佐町の項を次のように改める。

中土佐町	矢井賀小学校	平成18年1月1日
	大野見小学校	平成22年4月1日
	大野見中学校	〃
	中土佐町立学校給食センター	〃

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第35号

平成23年11月27日に執行された高知県知事選挙において選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された収支に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成24年6月15日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年11月27日執行 高知県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
28,660,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	尾 崎 正 直	候補者届出政党 又は所属党派	無 所 属	期間 平成23年10月7日から 平成23年11月18日まで 第1回分
出納責任者 氏名	池 田 虎 秀			

収入				支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円		円
自由民主党本部	政 党	2,000,000		人件費	0
				家屋費	1,150,000
				選挙事務所費	1,150,000
				集会会場費	0
				通信費	0
				交通費	0
				印刷費	682,500
				広告費	196,660
				文具費	0
				食糧費	1,960
				休泊費	0
				雑費	0
その他の寄附		0		今回計	2,031,120
その他の収入		0		前回計	0
今回計		2,000,000		総 計	2,031,120
前回計		0			
総 計		2,000,000			

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	682,500円
	計	682,500円

報告書受理年月日	平成23年12月12日	第1回 報告分
----------	-------------	---------

- 1 選挙の種類 平成23年11月27日執行 高知県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
28,660,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	尾崎 正直	候補者届出政党 又は所属党派	無 所 属	期間 平成24年1月10日から 平成24年1月13日まで 第1回分
出納責任者 氏名	池田 虎秀			

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	59,740
			選挙事務所費	0
			集合会場費	59,740
			通信費	59,679
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	44,267
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	163,686
前回計		2,000,000	前回計	2,031,120
総計		2,000,000	総計	2,194,806

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成24年1月17日	第2回 報告分
----------	------------	---------